

# 知財活用型事業性評価への期待と課題

Utilization of Intellectual Property as a Tool to Understand  
Customers' Business

神戸大学経済経営研究所・教授

家森 信善

Nobuyoshi YAMORI

Professor, Research Institute for Economics and Business Administration,  
Kobe University

## 顧客理解の切り口としての知財

筆者は、現在、特許庁の「中小企業知財金融促進事業」の一環として設けられている知財金融委員会の委員長を務めている。この活動はすでにほぼ3年が経過したが、金融機関から推薦を受けた中小企業に対して「知財ビジネス評価書」を無料で作成することを通じて、知財金融の取組を全国の金融機関に広げていくことを目的としている。

この知財金融委員会は、昨年度、「知財ビジネス評価」についての考え方をまとめた。そこでは、「知財ビジネス評価とは、知財権の金銭価値評価ではなく、あくまで定性的な事業評価であり、知財を切り口として中小企業等における事業の実態や将来の成長可能性等について、理解を深めるために行うものである。」としている。つまり、金融機関が融資や債権管理の際に、知的財産の金銭的な評価を補足的に使うことを否定するものではないが、我々が強調したかったのは、知財を企業の事業性を理解するためのツールとして使うことの有効性であった。なぜなら、知財を切り口に顧客企業をみることで、その会社特有の技術やノウハウ等の特徴や強みを把握でき、それらが効果的に活用されているか、商品としての魅力につながっているか、競合からの模倣・代替品の脅威を回避できるか、キャッシュフローの源泉となっているのか、などの点について理解を深めることが可能だと考えるからである。こうした考え方を、本稿では簡単に「知財活用型事業性評価」と呼ぶことにしよう。

もちろん、特許庁だけでこれを実現できるわけではないが、幸い、金融庁の行政方針ともベクトルが揃っており、知財活用型事業性評価を民間金融機関に普及させる絶好の環境となっている。すなわち、金融庁は、金融機関に対して、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（「事業性評価」）するよう促している。そして、「地域企業の真の経営課題を的確に把握し」た上で、「その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスの提供」といった支援を組織的・継続的に実践して、地域企業の生産性向上に貢献することを地域金融機関に対して強く求めている。

もちろん、全ての企業に知財活用型事業性評価が有効なわけではないが、知財を切り口にして顧客を理解するというアプローチは事業性評価そのものであり、多くの民間金融機関が知財活用型事業性評価

に取り組むべきだと考えられる。

### 貴重な情報が得られた知財金融の実態調査

そこで、日本の知財活用型事業性評価の実態について知るために、知財金融委員会が全国の地域金融機関 521 社（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合）に対して実施した「知財金融の実態に関するアンケート調査」（以下では、本調査と略称する）の結果の一部を紹介しよう<sup>1)</sup>。

このアンケート調査では、2017 年 6～7 月に調査票を送付し、300 社（地方銀行 33 社、第二地方銀行 22 社、信用金庫 175 社、信用組合 69 社、不明 1 社）の回答を受領した。回答率が 57.6%と非常に高く、わが国の知財金融の実態を知ることのできる貴重な調査である。

### 知財の位置づけにバラツキ

本調査では、「貴社において、知的財産の評価等に基づく融資制度はありますか？」と尋ねてみた。その回答結果を業態別に整理してみたところ、全体では 11 社 (3.7%) しか「あり」とは回答しておらず、知的財産の評価等に基づく融資制度はあまり普及していない。ただし、業態間で取組に濃淡があり、地方銀行 (12.1%) や第二地方銀行 (14.3%) では「あり」が 10%を超えている一方、信用金庫 (2.3%) や信用組合 (0.0%) はほとんど取り組んでいない。

本調査では、「融資制度以外に知的財産に着目した取組をされていますか？」と尋ねてみた。その回答結果が表 1 である。これを見ると、「①企業に対してヒアリングや営業提案を行う際に、知的財産の観点を含めるようにしている」という金融機関は全体では 37.7%である。とくに、地方銀行では 50%を超えており、地方銀行では既に普通のことになりつつある。「②企業への経営支援に際して、必要に応じて知的財産に関する外部専門家等と連携している」については、全体では 33.3%であるが、地銀では 57.6%と高い比率となっている。このように、地方銀行では①や②のような知的財産に着目した取組が相当進んでいる。

表には示していないが、平成 28 年度に実施したアンケート調査でも同じ質問を行っており、その回答

表 1 融資制度以外に知的財産に着目した取組（複数回答可）

	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	全体
①企業に対してヒアリングや営業提案を行う際に、知的財産の観点を含めるようにしている	54.5%	50.0%	39.4%	21.7%	37.7%
②企業への経営支援に際して、必要に応じて知的財産に関する外部専門家等と連携している	57.6%	36.4%	36.6%	13.0%	33.3%
③内部の研修のメニューに知的財産に関する講義等を取り入れている	27.3%	18.2%	15.4%	10.1%	16.0%
回答社数	33	22	175	69	300

(注)「全体」には、業態を回答しない会社を含めている。

によると、①が25.9%、②が27.1%であった。平成29年度調査の数値の方がいずれも高いので、地域金融機関の間で知財への取組がこの1年の間に着実に浸透していていると判断できよう。ただし、表1を見ても明らかなように、信用金庫や信用組合での取組はまだ緒に就いたばかりで、地域金融機関のあいだでの取組にはバラツキが見られる。

表1の①を選択した金融機関に対して、「『事業性評価の取組』と『知的財産の観点に着目した取組』との関係性について、どのように位置づけていますか？」と尋ねたところ、「事業性評価の取組の一環として、知的財産の観点に着目した取組を実施している」との回答が35.8%（109社中39社）、「事業性評価の取組の一環として、知的財産の観点に着目した取組を実施していきたいが、まだ具体化することができていない」が61.5%（67社）であるのに対して、「事業性評価の取組と、知的財産の観点に着目した取組を切り離して実施している」という回答は2.7%（3社）のみであった。つまり、ほとんどの金融機関が事業性評価の一環に知的財産の観点を組み入れているか、組み入りたいと考えていることが確認できた。

知財金融の普及を図る際には、知財の観点だけを切り出して対象にするのではなく、事業性評価の中に知財を位置づける、現在行われているような取組の方が地域金融機関に受け入れられやすいことを意味している。

### 知財活用型事業性評価への金融機関の意欲は高い

「今後、知的財産に関して取り組んでいきたいことはありますか？」と尋ねたところ、「知的財産の切り口も含めた事業性評価を行い、社内における評価結果の活用を検討したい」と「外部の専門家等と連携して、知的財産に着目した取引先の支援を行っていきたい」の回答が同じく54.0%（287社中155社）、「企業に対するヒアリングを行う際に、知的財産に関連した内容も含めるようにしたい」が51.6%、「職員の知的財産に関する意識を上げていくために、内部で研修を開催したい」が43.9%と、いずれも高い比率であった。つまり、多くの金融機関が、本稿での用語を使えば知財活用型事業性評価に積極的に取り組んでいく意欲を持っているのである。

ただ、やはり取組には様々な障害があるようで、「知的財産に関する取組を行う上で、課題・障害となることはありますか？」という質問に対して、「課題・障害となることはない」との回答は26.6%（278社中74社）にとどまり、4社に3社が何らかの課題や障害があると考えている結果であった。

その障害の具体的な内容について尋ねてみたところ、表2に示したように、圧倒的に多かったのが「知的財産に関する知識を有する人材が組織内に不足している」（91.2%：204社中186社）であり、「知的財産に着目した取引先企業への支援ができる人材が不足している」（71.6%）が続いている。つまり、知財活用型事業性評価を実施できる社内人材の育成が大きな課題となっているのである。こうした課題は全ての業態に共通している。一方、表には示していないが、信用金庫や信用組合に特徴的なのは、「どのような取組からはじめれば良いかわからない」という回答が多かったことである。このような回答から伺えるのは、一部の金融機関にはこうした分野のノウハウがほとんどなく、知財関係者による一からの懇切な支援が必要だという現状である。

表 2 知財活用型事業性評価への取組の主な障害（複数回答可）

	選択者数	選択率
知的財産に関する知識を有する人材が組織内に不足している	186	91.2%
知的財産に着目した取引先企業への支援ができる人材が不足している	146	71.6%
どのような取組からはじめれば良いかわからない	74	36.3%
既存業務が多く、新規の取組をはじめることができない	62	30.4%
組織外の専門家とのネットワークがない	25	12.3%

（注）全体の回答者数は 204 社。選択率はこの回答者に対する比率。

### 知財関係者による支援への期待

多くの地域金融機関では、取引先の事業性を評価して、助言やファイナンスによって支援していこうという姿勢が強まってきている。その一環として、知的財産に注目することが有効な先については、知財活用型事業性評価に取り組むようになってきていることが、今回の金融機関アンケートによっても確認できた。しかしながら、たとえば、本調査で（「中小企業知財金融促進事業」としても金融機関に利用を勧めている）J-PlatPat の利用状況について尋ねたところ、本部のしかるべき部署が回答しているにもかかわらず「J-PlatPat を知らない」との回答が 38.3%もあるのも現実である。取組のスタート地点に立てていない金融機関も少なくないのである。

本調査の結果からは、地方銀行では相当の対応水準に達するようになってきているが、信用金庫や信用組合では全体としてみると対応水準はまだ低いようである。しかし、これらの業界の中でも、先端的な銀行と遜色ない取組をしているところもあり、バラツキが大きいのというべきであろう。したがって、特許庁などが金融機関に対して知財活用型事業性評価の取組を支援する際には、全ての金融機関に一律的な支援を適用するのではなく、各社の状況に応じた支援メニューを用意することが実効性を高める上で必要なことであろう。

地域金融機関の存立理由は、地域の中小企業の事業価値を高めることであるのはいままでもない。知財の活用はその有力手段であり、地域金融機関は「中小企業知財金融促進事業」や工業所有権情報・研修館が全国に設置している知財総合支援窓口などの知財インフラを積極的に活用して欲しい。一方で、知財関係者に対しては、「不慣れな」地域金融機関のための環境整備や支援を期待したい。

### 注)

<sup>1)</sup> なお、具体的な取組事例に関心がある読者は、「中小企業知財金融促進事業」の下で運営されている知財金融ポータル (<http://chizai-kinyu.go.jp/>) を参照して欲しい。